

尼崎市住環境整備条例の一部改正(素案)に対するパブリックコメント募集結果

3人の方から、17件の意見をいただきました。寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
(1) 「保育所等の『近隣』の範囲」についてのご意見			
1	日照の確保だけでなく、プライバシーを保護する観点から、中高層建築物等の敷地の周囲の全方位の保育所等を建築事業者による説明の対象施設とするのは良いと思う。	1	[すでに盛り込み済み] 引き続き、取組を進めてまいります。
2	建築事業者による説明の対象施設は、中高層建築物等の敷地に隣接する保育所等のみで良いと思う。	1	[その他] 一般的に、建築物の建築に関する紛争は隣接する敷地の当事者間で生じることが多いと思われませんが、今回は、屋外で活動する子どもたちの日照、プライバシー等の保護の観点から、より広い範囲も建築事業者による説明の対象施設としたいと考えています。
(2) 「建築事業者による説明を行う内容や時期」についてのご意見			
3	事業計画の熟度の低い段階で、建築事業者が保育所等設置者及び市の担当課にその事業計画を説明する、ということも大切なことだと思うので、今回の条例改正に賛成である。未来を担う子どもたちがのびのびと過ごせる環境を作ってあげてほしい。	1	[すでに盛り込み済み] 引き続き、取組を進めてまいります。
4	今回の改正による建築事業者による保育所等への説明の時期は、中高層建築物等の説明会(※)の1か月程度前で良いと思う。 (※)【事務局追記】現行の尼崎市住環境整備条例において、中高層建築物等の建築事業者は、尼崎市への事前協議申請書の提出から2週間の間に周辺住民等から事業計画について説明を求められた場合は、説明会を行うことになっている。	1	[その他] 事業計画の熟度の低い段階で、建築事業者と保育所等設置者が話合う機会を設ける必要があると考えており、中高層建築物等の建築事業者から本市に事前協議申請書が提出される1か月程度前までに建築事業者によって能動的に説明が行われることにしています。
5	中高層建築物等を建築してはいけないという拘束力があるわけではないため、建築事業者と保育所等設置者とが話し合いをしたとしても、建築事業者としては「中高層建築物の高さを低く抑えよう」となりにくいのではないかと。建築事業者としては、法に触れていないのであれば、自身の土地を最大限活用したいと思うものであり、そうすると、やはり話し合いで意見交換を行うというのは意味がないように思う。	1	[その他] 今回の条例改正により実現しようとしている制度は、中高層建築物等を建築することを制限するものではなく、建築事業者と保育所等設置者が事前に話し合いをする機会を確保しようとするものですが、「子どもの健やかな育ちのための環境の確保」にとって一定の効果が期待できるものと考えています。

(3) その他の条例改正に関するご意見			
6	今回の改正に反対の立場だが、近年、建築事業者と保育所等設置者との間で紛争になった事例がみられたことから、今後、尼崎市が建築事業者と保育所等設置者との間に入って、双方の主張を聞き、紛争が過熱しないようにする役割はあると思うので、この点を期待する。	2	[すでに盛り込み済み] 「子どもの健やかな育ちのための環境の確保」に向けて建築事業者と保育所等設置者との話し合いが適切に行われるよう、市としても努めてまいります。
7	不動産関係の件については、兵庫県宅地建物取引業協会尼崎支部に意見を聴いてほしい。	1	[意見を参考とする] これまでも本制度の実施と関わりが深い兵庫県宅地建物取引業協会尼崎支部や法人保育園会等に説明と意見聴取を行っています。
8	名古屋市では、今回の尼崎市の条例改正の内容と同様の制度を昭和40代から「要綱」によって行っており、近年では「条例」化されたとのことだが、名古屋市が「条例」化したことのメリットを教えてください。また、先行する名古屋市の良い事例等があれば教えてください。	1	[意見を参考とする] 名古屋市では条例化する数十年前から要綱による指導を行っていたことから、条例化後に顕著な変化はなかったと聞いています。本市で今回実現しようとする制度は、中高層建築物等の建築事業者に一定の手続き義務を課す内容であることから、条例で制定することとしています(地方自治法第14条第2項)。また、本市が収集した他都市の好ましい事例等についても、今後、建築事業者、保育所等設置者、関係団体に対して情報の提供を行っていきたいと考えています。
9	尼崎市は子どもの健やかな育ちに責任がある。開発指導課や市担当課も相互に納得・合意できるまで説明し、指導していただきたい。将来を担う子どもたちの育ちの環境である。私有財産の処分、私の利益に偏らないように公の判断をお願いしたい。	1	[意見を参考とする] 今回の条例改正は、あくまで建築事業者と保育所等設置者とが話し合いを行う機会を確保するものであり、必ずしも合意に至ることまでを求めるものではありませんが、「子どもの健やかな育ちのための環境の確保」に向け、開発指導課、市担当課においても適切な指導、助言等に努めてまいります。
10	一部の者の利益のみの考えで、現実には不利益を被る側のことも考えてほしいと思う。「聞こえ」が良いだけの政策には賛同することはできない。	1	[その他] 今回の条例改正は、「子どもの健やかな育ちのための環境の確保」に向け、建築事業者と保育所等設置者とが、建築計画の熟度の低い段階で話し合いを行うことで、紛争の未然防止の効果も期待することができることから、両者にとってもメリットがあるような運用に努めてまいります。

11	尼崎市の意気込み、姿勢は分かる。しかしながら、保育所等設置者の意向に反していても、建築計画が建築基準法等の法令、規則に反していない(合法である)のであれば建築基準法に基づく建築確認はおりて、子どもたちの健やかな育ちの環境は実現できないのではないかと心配している。	1	[その他] 今回、定めようとしている手続きも含めて尼崎市住環境整備条例に基づく事前協議の手続きが完了した後に、建築確認申請を進めていただくこととなっています。また、今回の条例改正によって建築計画の熟度の低い段階で、建築事業者と保育所等設置者が話合う機会を設けることで、「子どもの健やかな育ちのための環境の確保」について、一定の効果が期待できるものと考えています。
12	条例改正をお願いします。	1	[その他] 引き続き、取組を進めてまいります。
(4) 今回の意見公募の対象外のご意見			
13	鉄道の高架下にある保育園や、商店街の一角を利用した保育園を見かける。保護者にとっては買い物ついででの送迎等の利便性があるのかもしれないが、電車の通過時の騒音や、園庭がなく外遊びができないのではないかと心配している。	1	ご意見を参考にさせていただき、「子どもの健やかな育ちのための環境の確保」の実現に向け、引き続き取組を進めてまいります。
14	利便性のみや外観性だけで本当に子ども達の事を考えているのかが疑問である。子どもの育ちを支える施設等側の考え方を再検討するべき点があると思う。	1	この制度も活用する中で「子どもの健やかな育ちのための環境の確保」についての話し合いが出来ればと考えています。
15	現行の条例下において、保育所等の子どもたちの健やかな育ちのための環境に障害があり、その状況が継続している事例もあると思っている。環境が芳しくない場所に立地する保育所等はどのように環境改善を図っていくのか。	1	ご指摘の「環境が芳しくない場所」の詳細な提示はありませんので、具体的にお答えしかねますが、今後も「子どもの健やかな育ちのための環境の確保」に取り組んでまいります。
16	保育所の話とは別だが、我が家にも陽当たり、プライバシーの問題が起こっている。先に住んでいる者が、陽当たりや風通しが悪くなり、プライバシーも侵される生活をしなければならないというのは辛いことである。このことも考えていただきたい。	1	現在でも、尼崎市住環境整備条例において、中高層建築物等を建築する際には、周辺にお住いの方は建築事業者の説明会を要求することができ、また、周辺にお住いの方と建築事業者との間に弁護士と一級建築士が入って話合う等の紛争防止や紛争調整の手続きがあります。